

別紙6の1

認知届
不受理申出

受付 令和 年 月 日	発送 令和 年 月 日
発収簿番号 第 号	
整理番号 第 号	
送付 令和 年 月 日	
発収簿番号 第 号	
整理番号 第 号	
書類調査	戸籍調査

令和6年 3月 1日 申出

滋賀県東近江市 長 殿

長 印

不受理申出の対象となる届出		認知の届出	
		過去にした認知の届出の不受理申出 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
申出人の表示等	申出人	認知される子 (特定されている場合)	
	氏名	乙川 次郎	甲野 花
	生年月日	平成3 年 4月 5日	平成27 年 8月 8日
	住所 (住民登録をしているところ)	滋賀県東近江市八日市緑町 番地 10 番 5号	滋賀県東近江市栄町 番地 1 番 2号
	本籍	滋賀県東近江市外町1 番地 番	滋賀県東近江市栄町 番地 1 番
その他	筆頭者の氏名 乙川 一郎	筆頭者の氏名 甲野 月子	

届出する年月日を記入してください。

申出地は申出人の本籍地です。本籍地以外でも受付しますが、あて先は本籍地の市区町村長あてになります。

注意事項

- 1 あなた自身が届出の当事者でない届出についての不受理申出は、することができません。
- 2 この不受理申出書は、できるだけ本籍地の市区町村に提出してください。
- 3 原則として、申出人ご本人であることを確認することができる書類を提示する必要があります。
- 4 原則として、不受理申出は、郵送による方法は認められません。
- 5 あなたが不受理申出をした後に転籍等により本籍地を他の市区町村に変更した場合には、以後、この申出は新本籍地市区町村に対する申出となります。
- 6 不受理の取扱いをすることについて市区町村・法務局からお問合せをする場合がありますので、確実な連絡先を記載してください。
- 7 不受理申出の意思を改めた場合には、原則として、ご本人であることを確認することができる書類を提示の上、自分で署名押印した取下書を窓口へ提出してください。
- 8 相手方を特定した不受理申出に係る届出が適法に受理された場合には、この申出は、効力を失います。

不受理の取扱いについて、市区町村から問い合わせる場合がありますので、申出人の確実な連絡先・連絡方法を記入してください。

申出人 連絡先 (連絡方法の希望)	希望 電話 090-1234-5678 午後4時以降に電話連絡願います
-------------------------	---

上記届出がされた場合であっても、わたしが市区町村役場に出頭して届け出たことを確認することができなかったときは、これを受理しないよう申出をします。

署名してください。
押印は任意です。

申出人 署名押印	乙川 次郎 印
-------------	---------

※申出人本人であることを確認することができる書類を提示する必要があります。
*顔写真付き公的身分証明書(運転免許証・旅券・マイナンバーカードなど)
上記の身分証明書以外の場合は、複数の確認書類が必要です。(健康保険証と年金手帳など)

市町村 使用欄	項目	処理	処理内容等
	受理日時分		
	本人出頭	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
	本人確認方法		免・旅・住・その他()
	不受理申出人の本籍の変更等による送付		送付 年 月 日 発収簿番号 第 号 新本籍地
	取下げ(失効)となった日及び事由		年 月 日 取下・失効(失効事由)